

2016年6月9日

すます伸子

(須増議員)

日本共産党の須増伸子です。通告に従い、5点質問いたします。よろしくお願いいたします。

1、三菱自動車燃費不正問題について

三菱自動車燃費不正事件において三菱の責任を問い解決を求めることについてお聞きいたします。

岡山県内の雇用と地域経済に深刻な影響を与えている今回の事件は、三菱自動車本社の不正（燃費偽装）によるものであり、その責任はひとえに三菱自動車にあります。三菱自動車は、国、県、市の優遇税制を受けた大企業であり、社会的な責任はきわめて大きく、今回の不正は国民・県民に対する裏切りであり許されるべきものではありません。しかも、2000年、2004年に大量のリコール隠しをおこし、再発防止に全力をあげるといいつつ、国の支援をうけて再生をとげようとしてきたはずなのに、今回また、三菱の幹部が組織的に不正にかかわってきたことが明らかとなり許しがたいことです。

今回の不正事件について、三菱自動車の責任を問うべきと考えますが知事のお考えをお示してください。そして、真相解明と体質改善、再発防止策の公表を、県としても三菱自動車に対し強く求めることが必要ではないでしょうか。あわせて知事のお考えをお示してください。

三菱自動車の燃費不正事件によって水島製作所が4月20日に軽自動車の生産を停止してからもうすぐ二か月がたとうとしています。私もいくつかの下請け企業に直接お話を聞きましたが、「どこまで待つのか。耐えるしかない」と8人の従業員のうち4人を自宅待機としているとのことでした。ほかにも、月額70万円あった売り上げが10万円になった。従業員の勤務を週三回昼までにしている。社長の年金を従業員の給与に充てる。さらに、五月末で8人の従業員のうち5人を解雇する苦渋の決断をした企業もありました。先日発表された県の調査でも、雇用調整をした企業が28社あり、約1000人が影響を受け、予定を含む解雇・雇い止めは100人に上るとのことです。しかも、この県の調査は対象企業622社に対し255社と半分以下のデータで、実際にはもっと大きな被害が出ていることは明らかです。生産再開の情報がないまま、下請け企業や従業員の不安と我慢は限界に達しているといわざるを得ません。

この間、私どもも各省庁に出向き要望をしてきましたが、国でも、下請け中小企業の資金繰り支援策について、セーフティネット保証第2号を発動していただき、県におい

でも、新たな融資制度を創設していただいたこと、さらに、補正予算を組み、雇用の安定の為の県独自の助成制度を創設し、経営の安定と雇用維持に対応していただくことについては評価いたします。

ですけれども、このたび県の行う対策は、本来三菱自動車が行うべきものであり、その費用は三菱自動車に負担を求めるべきではないでしょうか。知事のお考えをお示してください。

私は三菱自動車本社に出向き、下請け企業の声が届けるとともに、損害補償をしてほしいことなどを要望してきました。三菱の側からは、生産再開後、このたびの生産停止による損害が確定すれば補償をするといわれました。私は、そうであるならば、損害補償の概要だけでも、ただちに下請け企業に明示して、少しでも早く見通しを持てるようにすることが大切ではないかと求めました。県としても三菱本社に対し、損害補償のガイドラインのようなものをただちに明らかにするよう求めていただきたいと思います。知事のお考えをお示してください。

(知事答弁)

共産党の須増議員の質問にお答えいたします。

三菱自動車工業燃費不正問題についてのご質問であります。

まず、責任等についてであります。今回の問題については、関係省庁が法令に基づき対処すべきものであり、また、再発防止策等の公表については、三菱自工において、特別調査委員会の提言等を踏まえ、適切に行われるべきものと考えております。

次に、費用負担の請求についてであります。自動車産業は裾野の広い産業であり、生産停止の長期化により、県内の関連中小企業だけにとどまらず、本県の経済・雇用全般に深刻な影響を与えることから、県として必要な支援を行うこととしたものであり、県自ら三菱自工の負担を求めることは考えておりません。

次に、損害補償の明示についてであります。三菱自工では、関連中小企業に対する補償を検討していることから、今後の対応を注視していく必要はあるものの、県として損害補償のガイドラインを求めることは考えておりません。

以上でございます。

(須増議員)

まず責任問題なんですけれども、各省庁で対応していただいているので、県としては言わないということだとお聞きをしました。私も各省庁にお話をきいたんですけれども、国土交通省は今回の問題、3点についてこの燃費不正問題明らかになったと。燃費の数値を一部机上で計算していた、国が定めた方法とは違う方法を取っていた、さらにそれ

ではデータが十分ではないので、データの改ざんまでしたという三重に行われた不正行為であったということが明らかにされています。国土交通省にとってもそれを見抜けなかった責任を痛切し、特別チームを作って厳格に責任を求めていきたいということ、ペナルティーを検討していくということもおっしゃっていました。

私はこういう作業をされて初めて、三菱が再発防止に本格的に乗り出し、体質改善まで含めてできる、そうすることが県民に、また下請け企業に安心を与える、信頼を回復する一番の道だと考えています。大企業三菱がどうなってもいいと言っているつもりではなく、彼らの再生のためにもこれは絶対に必要な作業であり、県としても求めるべきだと思うんですけれども、知事、どうでしょうか。

(知事答弁)

先程議員が言われた、三菱自工が燃費に関して3つの不正をしていた、机上の計算を行っていた、あとアメリカ等で使っているようですけれども、日本ではあまり使われていないほうそかんほ法(?)を使った、あとデータを恣意的に確保して都合のいい数値を用いたということに関しては、これはやはり大変大きな問題でありまして、これについてはきちんとどうしてそういうことが起きたのか、原因究明と再発防止策、それから責任追及ということはきちんと行わなければ、将来のユーザーが安心して車を買うことができません。もしくは、ものづくり全体に対する信用を回復することができません。そのことについては、きちんと三菱自工が調べるということと国交省の方できちんとそれについて、仕事をするということが大変重要だと思っております。我々とすれば、その調査をきちんと見た上で対応していくということであろうと思います。

(須増議員)

三菱自動車が自らの企業内で設置している再発防止策の検討は、私も聞いたんですけれども、三菱自動車が雇った元検事の弁護士を複数雇って、今調査をしているところだ。何か東京の方で聞いたような話なんですけれども。つまり、三菱の自らが雇っている弁護士によつての調査であれば、ほんとにリコールの問題からあつて、十分なのかという不安は私はほんとに残ったんですね。その点どうでしょうか。

(知事答弁)

三菱自工が自ら設置した第三者委員会、これが信用に値するのかという質問でございますが、これは刑事事件ではありませんので、その調べるというときに、法律でここが調べるべきというものがあるわけではない、私は理解をいたしております。その中で、一番客観性を担保してくれる、もしくは一般ユーザーを始め、世間がみてこの人たちであればきちんと客観的に厳正な調査をしてくれるであろうという人を探して、お願いをするというのは三菱自工の責任でありまして、その人選が恣意的であろう、都合がいい

というふうに思われてしまっただけはそもそも三菱自工にとって得にならないわけであり
ます。私自身は、その人選については三菱自工も真摯に、適当な人を選んで信じて
おりますし、是非きちんとした調査をしていただきたいと思っております。以上でご
ざいます。

(須増議員)

三菱がしっかり再生してほしいという思いは同じだと思うんですけども、今知事が
おっしゃったように、しっかりと注視をして、三菱がほんとに知事が言われる基幹産業
で、岡山にとって大切な企業であるということは、私どもも思っております。競争力を、
この不正によって腰折れされたわけですから、それはほんとに絶対に再発させてはいけ
ないという思いで、知事、やはりここは求めていただきたいと要望したいと思いま

す。続いて、県として三菱に対して今回の財政支援に対する予算の請求はできないかとい
うことを質問して、その気はないとおっしゃったんですけども、総社市の市長さんは
求めておられます。三菱も総社とは請求されているので、話し合っていきますとおっし
やっています。社会的な企業が自治体に対して寄付を行うということはやられている事
例はいくつもあると思うんですけども、いかがでしょうか。

(知事答弁)

企業の方から自主的に自治体に対して寄付をするということは、これまでもあったと
認識いたしております。以上です。

(須増議員)

であるならば、是非県としても求めるべきと再度要望いたします。

最後の損害補償についてですけども、私もいくつかの下請け企業に聞いてまわった
んですけども、また商工会議所にもお聞きをしたんですけども、融資を受けるとい
うときに、保証や金利を下げているということはあったとしても、どれだけ
融資を受けられるのか、自分の会社の体力がどこまでもつのかというのはやはりほん
とに見通しが立たなくて、いろんなセーフティーネットをいただいてもほんとに借りる勇
気というのは深刻、なかなか踏み出せないという悩みを聞きました。

そういう中で、三菱が損害補償をするということについてははっきりしているわけ
ですから、その中身、どの程度のものを補償する思いがあるのかということ三菱に求め
ていくということは、見通しが立たない今とても大事な現場の声だと思うんですけど
も、いかがでしょうか。

(知事答弁)

それぞれの企業、融資を受けられる状況であっても、当然返す、自分で当てがなけれ

ばなかなかそう簡単に借りられるわけではない、もらう訳じゃなくていつか返すわけですから、ということについては私自身以前経営者でありまして、もしくはいろんな経営者の方のお話を聞く中で、その思いは本当に私自身も感じるどころであります。そもそも生産再開がいつになるのか、それから補償はどれくらいになるのかということは是非早くお示ししたい、私自身も思うわけでございます。

ただ、それぞれの取引関係、まさに千差万別でありまして、それを県が間に入ったから特にわかりやすくなるということは、私自身はちょっと思っていないところがございます。今、三菱重工も随分関連企業を回って、お話をしているということは、私自身が本社に出向いて益子会長にお話ししたときも、私自身全然地元の皆さんは情報が足りないと、本当に不安に思っているということを強く申し上げましたら、逆に先方の方から、確かに申し訳ないけれども、我々とすればほんとに頻繁に回って、もっている情報は全て出すようにはしているという反論をいただいたぐらいでございまして、それが本当に関連企業の方から十分かということはまた違うと思えますけれどもということはお伝えいたしましたけれども、是非きちんとやりとりをして、早い段階で、厳密な金額までいかないにしても、大体どれくらいなのかということは示してほしいと、私自身も思っております。ただ、そのために県がそれぞれの取引先との補償に介入していいことがあるかということになると、そうとは思っておりません。以上でございます。

(須増議員)

求めていくことが大切だと思うけれども、県が入るのはどうかということなんですけれども、どこまで補償する気があるのか、休業停止の間の損失全てをやる気があるのか、その従業員の給与部分を補填する気があるのか、そういう具体的なガイドラインがせめてわかるだけでも、経営者としてはもうちょっと見通しがつくという思いなんです。その項目ですよ、そこは求めるべきじゃないか、そういう意味なんですけれども。

(知事答弁)

これも先程の話に戻りますけれども、20日にお会いしたときに、とにかく関連中小企業の皆さん、自分たちの瑕疵でもないのに大変不安な状況に陥っている、おっしゃられるとおり、どういうことになるのか、どの程度補償していただけるのかそれもわからない。是非、私が申し上げたのが、いついつに再開される、いくら補償がもらえる、これがわかれば一番いいんだけど、それが無理であるならば、こういう段取りで再開される、こういうものについて補償される、そういうわかるものだけでも教えていただくと随分それぞれの会社がそれぞれの会社の立場で見通しが立てられるので、是非全てわかってからお伝えするのではなく、段階を踏んででもいいからわかったものから順に教えてほしいということをお伝えしたところでもあります。その考え方は全く私も同じでございます。

(須増議員)

わかりました、ありがとうございます。

私は三菱自動車が今回の事態に当たって、一次、二次、三次、四次、五次まで補償していく裾野、その体力はあるのかということを経済産業省に問い合わせました。経済産業省の答弁はですね、4500億円の資金があることはつかんでおり、現在業績も悪くなかったと。つまり再生のための体力は十分あると認識しているということで、経済産業省についてもこの不正問題は、三菱に厳格に対応していただくように、基本はそこにあるということをはっきりおっしゃっていました。私もそれで確信を強めてですね、これだけ現場で、社長が従業員を切ったら、すごいいい職人で、その職人を切ってしまったら次にもし再開されたときにはもう仕事ができない、そういう思いで年金の貯蓄まで全部使い果たして、社員を維持してるんだという思いをね、私も奥さんに聞いた事例があります。そういう思いを受けて、ほんとにそこに光を見いだせるように、また三菱本社の不正によってこのことが起こっているということを、知事としてもそれは厳格に、ほんとに迫っていただきたいというふうに思っております。もう一度お願いします。

(知事答弁)

先程お話しいただきました、自分たちが何ら不正行為をしていないのにこのような状況に陥っている、会社としてもそうですし、また従業員の皆さん、そのご家族の皆さんまさにそうだとすることは、私自身が感じているところでございまして、私がこの問題発覚以降、国交省始め霞ヶ関の皆様、それから国会議員の先生方、これは岡山県選出に限らず、私の数少ないつてをたどって、皆様にお伝えし、もしくは三菱自工の幹部を含めて社員の皆さんにお伝えしてるのは、今回のこと本当に、特に水島、倉敷市、岡山県の皆さんは、不正に関わっていないのにこんな目に遭っている、ここについては是非三菱がいかにじゃないかという話の中で、三菱自工たたきでもっとひどい目に遭うことがないようにということはいろいろお願いをしてきたところであります。

また、三菱自工の幹部の皆様がたにはとにかくここできちんとした対応をとることが、これからの回復、信頼の回復ですとか、業績の回復につながることで、ぜひしっかりと対応をお願いしたいということは、強くしつこくお願いしているところでございます。

今までのところではありますけれども、例えば三菱自工の従業員に対して、法律では自宅待機をしている1300人の従業員に対して60%以上支給しなければならないと定められているところをまず8割は支給するつもりだというお知らせがあり、結局交渉の結果、5日目までは85%、6日目以降は100%ということで5月分について妥結されたということ聞いております。こういった最低限必要とされているところよりもっと今回申し訳なかったと頑張ってもらいたいという思いで、いろいろな対応をしてくださっている、これは是非関連中小企業にも適応をしていただきたい。私はこのフィロソフィー

はそういった直接の従業員以外にも適用されるはずだと強く信じております。

2、震災対策について

(須増議員)

熊本地震で被災された方々に心よりお見舞い申し上げます。私は、5/23 に熊本県に参りました。すでに一か月以上経過していましたが、南阿蘇村、益城町、熊本市内いずれも、家屋の崩壊が激しく、電車は未だ脱線したまま放置され、線路と国道を埋め尽くす土砂には、まだ消息のわからない人がのこされている。本震後、体に感じる地震は1500回を超え、今も震度6以上の余震が起こると予報が常に出されていました。一部損壊以上の家屋が12万7000棟にもものぼり、安心して家で寝られないと、車中泊する人が多く、その数は行政も把握できていないとのことでした。避難所にはまだ7200人の方がおられ、2週間、3食とも、パンとおにぎりだけの生活に糖尿病が悪化するなど体調不良を訴える人が続発し、国からの改善命令でやっと夕食がコンビニ弁当になったそうです。生活環境の改善が待たなしの要求となっているとのことでした。福祉避難所が足りない。仮設住宅建設も用地確保に難航し遅れている、営業停止のなか、失業者568人となりハローワークは毎日長蛇の列となっているなど、地元自治体だけではどうてい手に負えない事態が未だに続いていることがよくわかりました。

熊本地震では、避難所も損壊するという事態で混乱が生じたり、避難所運営の人材不足や、災害関連死、とくにエコノミークラス症候群への対応などが浮き彫りになりました。知事は、提案説明で、熊本の地震の経験と教訓から地域防災力の強化を図っていくといわれましたが、具体的にどのような点を教訓として今後に生かされるお考えかお示してください。

熊本、大分県で続く地震は異なる断層帯が連動して動き、広範囲で被害をもたらした、行政の想定を超えて被害が拡大したことが指摘されています。

岡山県においても、断層型地震と南海トラフ地震に備えて地域防災計画がつくられています。4月19日付け山陽新聞に掲載された、岡山理科大学の西村客員研究員によると、西日本の断層が活動期に入っていることや、従来にない連鎖の動きに、「山崎断層帯から鳥取県に向けての複数の断層帯でも同様の事態は起こりうる。そうなれば想定以上の被害が起こりうる」と指摘されています。熊本の教訓を踏まえ、県の地域防災計画における断層型地震について、被害想定を見直し備えていくことが大切と考えます。危機管理監はどのようにお考えでしょうか。

また、熊本地震で、県民を不安にしていることは川内原発が稼働されていることです。まだ大きな余震が続くなか、広域避難計画の不備が多く原発を推進してきた地元自治体でも批判の声が上がっています。また、今回の地震が連続している活断層は伊方原発の近くをはしる中央構造線断層帯に続いています。川内原発の停止と伊方原発の再稼働をさせないよう、知事として国に求めているかがでしょうか。

(知事答弁)

お答えいたします。

震災対策についてのご質問であります。

まず、熊本地震の教訓のうち、地域防災力の強化についてであります。今後、国や—
熊本県等により、災害応急対応での課題の検証がなされ、国の防災基本計画の修正も行わ
れると考えておりますが、県としても、派遣職員が得た貴重な体験や教訓を整理、共有し、
大規模災害への備えに生かしてまいりたいと存じます。

(危機管理監答弁)

お答えいたします。

被害想定の見直しについてであります。断層型地震の被害想定は、国の手法を基本に、
県内で震度6弱以上の強い揺れが発生し、大きな被害が生じるおそれのあるものについて
評価を行っております。

現時点において、国から被害想定の見直しにつながる新たな情報は示されていないため、
直ちに見直すことは考えておりません。

(知事答弁)

次に、川内原発の停止等についてであります。原発の停止や再稼働については、国に
おいて、安全性の確保を前提に、我が国全体のエネルギー政策上の重要性等を十分考慮し、
立地自治体の理解を得た上で判断されるべきことと考えております。

こうしたことから、本県から特段の働きかけを行うことは考えておりませんが、国に対
し、原発の安全性の確保について、引き続き全国知事会等を通じて要請してまいりたいと
存じます。

以上でございます。

(須増議員)

ありがとうございます。今回熊本の地震が、熊本がつくっていた地域防災計画の被害
想定よりも大きく上回って、連動したために被害が大きくなったということが報告をさ
れておりまして、私も熊本の計画を見たんですけども、岡山県と比べてみて、よく似
ているといいますか、断層型地震ほぼ起こる確率がすごく低いとかそういうところがす
ごくよく似てまして、熊本でもなかなか地震がないエリアというイメージで県自体が認
識していたんだなということがよくわかったんですね。

そういう意味では、ほんとにいつ起こるかわからないというところはどこも変わらな
いなというふうに思ったので、質問いたしました。そういう意味で、もう一度見直す予
定はないかお聞きをします。

(危機管理監答弁)

熊本でも本県と同様に地震のリスクが少ないと、そこへ大きな震災が起こったということで、本県においても見直すつもりはないかというご質問でございます。

被害想定につきましては、先程申し上げたように、国や専門家の知見を元に想定しておりまして、現在の時点でそれを変更するような知見というのは示されていないと考えております。今後熊本地震の被害調査あるいは検証が進められて、本県においても熊本県と同様に2回大きな地震が続けて起こるといったことも想定しないといけない、そういった県内の被害想定に影響が出るような新たな知見とか示されましたら、当然それを元に練り直していくつもりでございます。以上でございます。

3、教育について

(須増議員)

教員の相次ぐ不祥事について、教育長に質問します。

二月議会においても、教員の不祥事の問題が多く取り上げられ、教育長は再発防止策を出されました。しかし残念ながら、ひきつづき不祥事が続いています。教育長はこのたびの不祥事が防止できなかった原因をどう考えているのか。まずおたずねします。

次に、教育長は平成24年9月議会で、「計画的に正規教員を増やし、講師比率を下げる必要がある」と答弁されています。現在、教員の多忙化が常態化するなかで、私は、文部科学省による学校基本調査から抽出し、小中学校の講師比率が

全国との差が開いております。

大幅な新規採用者の増加は、教員の質の低下や年齢バランスの不均衡に繋がるなどの課題があることから、今後も計画的な採用や退職者を再任用として確保するなど、適切に対応してまいりたいと存じます。

以上でございます。

(須増議員)

まず不祥事ですけれども、今は経過の報告があったんですけれども、改めてこの時点でどうあるべきなのか、何か改善することを考えてらっしゃるのか、あれば教えてください。

(教育長答弁)

現時点での再発防止策ということでありまして、今年度発生した不祥事について現在その要因とか背景、実際にはまだ本人になかなか詳しく聞けてないという状況の人もおりますが、我々といたしましては昨年度も有識者の方にご協力いただいて、不祥事の防止のための職場づくりということであると、基本的には使命感とか、あるいは人間関係とかいろんなものがありますが、上から押さえつける、あるいは上から管理するというだけではなくて、教師一人ひとりがその職場の中で、人間関係をもちながら自分のやりがい、生きがい、働きがいを感じられるような職場づくりをすることが最も肝要ですよといったようなご指摘もいただいております、コンプライアンス推進員を任命したところでありますので、校長と推進員が中心となって教職員としっかりコミュニケーションとって、一人ひとりの状況はどうか、それを確認するというのと、先程も申し上げましたが、情報の漏洩等の管理体制の問題もありますので、そういったところについては再度きちっと学校の管理ができていのかどうか確認をしているところとさせていただきます。以上でございます。

(須増議員)

今のお話は、2月議会でも同様に言われていたように思うんですけれども、生きがい、働きがい、人間関係を信頼を現場につくっていくということとですね、コンプライアンスをつくって、また今年度からは現場の評価制度が始まって、来年からそれが給与にリンクするという問題もあってですね、要は、校長、教頭、管理職と一般職員との信頼関係が深まる状況にはないというふうに思うんですけれども。言われることと現場のギャップが激しくなっているというふうに、私は感じておまして、今の再発防止ではまだまだ厳しいんじゃないかというふうに思いますけれども、いかがですか。

(教育長答弁)

お答えいたします。評価制度が学校の教職員の人間関係あるいは管理職との関係を厳しいものにしていないかというようなご質問、ご指摘であったと思いますけれど。この評価制度というのは、職員の一人ひとりの資質の向上あるいは組織の活性化ということが目的であると。当然教員の仕事というのは、どこの仕事もそうですけれども、1人の能力だけではなくてチームでやっていく、そういうチーム力というものを高めていくことも期待されているわけでありますので、評価制度そのものにつきましても、チームでの取組こういったようなものも十分評価をしていくということであります。

何と言いましてもやはり一人ひとりが、あるいは協力をしながら学校をより良くしていく、子どもに接して、子どもの成長を図っていくということが本来仕事ですので、それを評価していくという、これは当然必要な訳であります。それと不祥事が結びつかない、豊かな人間関係にある学校をつくっていくということで、新しく始めたところということで、研修も強化をしていっているわけでありますけれども、少しこのところは、学校の状況を見ながら、改善が必要なところがあればどんどん改善していくという、そういう考え方で進めてまいりたいと思います。以上でございます。

(須増議員)

時間もありますので、この問題は次回に延ばしてですね、次にもう一点、正規、非正規、講師の比率の問題ですけれども、以前教育長がこの議場において、先程言ったように24年9月議会、自民党の先生の質問に対して、「教員定数や正規、非正規の配置のあり方について、混迷する本県の今の教育環境を改善する、どうあるべきと分析されていますか」という質問に対して、教育長が「継続的な教育ができにくく、また重要な公務分掌を任せにくいこともあり、今後現状を打開するために、学力上位県も参考にしながら計画的に正規教員の割合を増やす必要があると考えている」というふうにおっしゃっているんですね。

その答弁を信じて、当然今言ったように、全国との差が就任された時点で大変開いているわけですから、これを計画的に、全国せめて平均並みに正規の先生を増やして、講師比率を下げていってくださっていると、私思っております。このときの答弁は撤回されるんですか。

(教育長答弁)

お答えいたします。前回の答弁を撤回するというものではありません。

実際には、先程も申しあげましたように、中・長期的な見通しに立ちつつも新規採用者、これは増やしているわけであります。しかしながら、先程言いましたように、退職前に辞められる方とか、あるいは採用通知を出した後で他の県に合格したといったようなことで辞退をされると、さらにそれに対しては補欠もうってるわけですけれども、補欠を出した人も実は他県に合格して、そちらの方へ採用されていくということで、我々が想定している以上に實際上、ここ2、3年ですけれども多くの方が岡山県に定着していただけた

い、どうしても数名の講師で対応しているというのが現状でありますので、我々といしましてはいずれにしても、中・長期的な計画に従って採用を行っていききたいということには変わりございません。

(須増議員)

する気はあったけどできなかったということなんですけれども、それで済むような問題ではない。平成 25 年に、正規の先生が思ったように雇えなかったらその次年度はぐっと広げて、そもそも増やすべきではないかと。その対策をとっていないということが問題ではないのか、そういう風を感じるんです。

ベテラン教員の大量退職が小学校で、今年度本当にたくさんあったと聞いてます。そういうベテラン教員が現場からいなくなって、新人の新任の先生と大量の講師の先生が現場に入ってきているわけです。ほんとに現場は大変、しかも再任用の先生は講師の人ではなく正規の先生の数に入っているんですよ。再任用の先生、一旦退職した人たちの先生は正規の枠に入っているわけですから、ほんとの正規の、通常の給料もらった一番脂ののった大切な先生達がほんとに少ない事態になっていて、これでどうやって教育の再生を目指していくのか、教育の質を上げていくのかほんとに疑問なんですけれども、その反省はないんですか。

(教育長答弁)

お答えいたします。退職者等見越してさらに大幅に超過して採用すれば良いではないかといったようなお話でありましたけれども。これも大幅に、つまり退職者以上に、さらに辞退をすることを大幅に見越して、大幅に採用していくということになりますと、倍率が非常に下がってきて、そもそもの正規として採用した教員の質が非常に低下してくるだろうと思いますし、年齢構成のバランスが非常に狂う、バランスが悪くなっていくといったような面から、やはりある程度そこのところには計画的といいますか、ある程度縛りを持ちながらやっていかないと、ほんとに採用したけども、子ども達の教育に対応できない、そういった事態になることは避けなければいけないというふうに思っておりますので、反省をというようなお話もありましたけれども、なかなか正規が確保できていないということ、あるいは現場に講師がおってなかなか厳しいというような声はいろいろ聞いておりますから、そういった面に対して我々としては、誠意を持って対応していかなければいけないと思っておりますけれど、こと採用については先程申し上げたような状況もありますので、計画的にやってまいりたいというふうに思います。

(須増議員)

今の話ですと、平成 25 年、微増して 26 年の時点で増えたら、今の話でたまたま退職者が増えたという話でいうと、ここで持ち直さないって嘘ですよ。岡山県が現場が忙しくて他

の全国の平均から比べても倍、講師の先生が多いという事態は、教育の世界では当たり前になっているから優秀な先生、岡山県いったら忙しいからよその県にいくという悪循環になっているんじゃないですか。そこを改善する努力を今しなかったら毎年このいい訳で上がっていきますよ絶対に、今現場が大変なんだから。

だから、ほんとにしょうがなかったんだということではなく、ほんとに来年はこの比率下げるといいう決意をもう一度お願いします。

(教育長答弁)

講師の比率を下げるために手を打っていないではないかというようなご指摘でありましたけれど、我々といたしましては、いろんな手は打っております。再任用を増やしていくとか、採用を希望する方を増やしていくとか、いろいろ手を打っておりますし、先程も申し上げましたように、退職者に移行して、中・長期的立場に立ちながらも採用計画を立てていってるんだと、辞退しないようなそういうお願いもしていておりますけれども、これはなかなか今の教育の質、教員の質の部分と、それから年齢バランスといった面からですね、大幅に、急遽増やしていくということはこれは避けていくべきであって、長い見通しをもってやっていかなければいけないと思っております。講師をこれ以上増えることがどうかとか、減らすことがどうかとかというのはもう少し状況を見ながら検討していく必要があるというふうに思っております。

(須増議員)

「黒を白」と言うような、「納得しろ」といわれているようなとても強引な風に私は聞こえました。そういう体質、県教委の体質が現場を苦しめているのではないかと、私改めて、教育長のその姿勢が問題ではないかと思いました。答弁結構です。

4、保育所の待機児童解消と保育の質を落とさない問題について

(須増議員)

保育所の待機児童問題は、岡山県でも依然厳しい状況が続いています。国は、「1億総活躍プラン」で保育士の賃上げについては、来年からの2パーセントにとどまる予定で、とうてい十分とは言えないものです。この6月議会では、1/3までなら保育士以外でも従事できるなどの規制緩和の条例改正が出されています。このような動きに、「保育の質の低下が懸念される」「安全を犠牲にするのか」と反発も広がっています。岡山県において、保育所の待機児童ゼロに向けて全力を挙げることはもちろんですが、保育の質を下げることは絶対にやってはならないと考えます。保育の質の低下について懸念があることに知事はどのように考えているのでしょうか。また、今回の条例改正についてはどのように考えているのでしょうか。あわせて伺います。

待機児童解消のための根本的な対策は、認可保育所の増設と保育士の大幅賃上げの処

遇改善しかありません。県として、保育士の賃上げ等の処遇改善について独自の施策を実施してはどうでしょうか。知事のお考えをお示してください。

(知事答弁)

お答えいたします。

保育所の待機児童解消等についてのご質問であります。

まず、保育の質等についてであります。今回の条例改正は、保育の担い手の裾野を広げることにより、喫緊の課題となっている待機児童の解消や保育士の勤務環境の改善につなげようとするものであります。

保育士に代わって配置できる者は、幼稚園教諭や小学校教諭など、保育士の近接職種や、一定の実務経験者、研修の修了者等に限定することとしており、保育の室を低下させない範囲での緩和措置であるものと考えております。

次に、保育士の処遇改善についてであります。国において、処遇改善策が今後検討されるものと考えており、保育士給与に対する県独自の補助については考えておりませんが、条例案にお示した配置要件の弾力的運用や、専門職による相談事業などを必要に応じて活用し、勤務環境の改善を進めるよう、市町村を通じて保育事業者に働きかけてまいりたいと存じます。

以上でございます。

(須増議員)

現場の保育士が 3 分の 1 まで保育士免許を持たない方が入ってくるということは、大変な事態ですね、そういうことが横行すれば事故にもつながるという懸念が広がっています。ほんとにこれはやってはいけない改正だという風に思うんですけども、もう一度知事、いかがでしょうか。

(知事答弁)

今回の改正は、保育士の数が足りないという状況の中でいかに保育の質を下げずに量を増やすかという知恵を絞ったことだと思っております。先程申し上げましたように、保育士の近接職種ということで全くの知識のない人が入ってくるわけではありませんし、その数においても 3 分の 1 と、また実際の運用に当たっても必要な研修の受講を促すほか、指導監督等を通じて現場の状況を把握していく、検証をしていくことでありますので、ご懸念について確かにそういう保育士でない人が増えるわけですから、心配の声があることは私も理解しますが、そうならないように努めてまいりたいと存じます。以上でございます。

5、介護予防・日常生活支援総合事業について

(須増議員)

2017年4月、全国の自治体で改正介護保険法による要支援サービスの見直しである「介護予防・日常生活支援総合事業」をスタートさせるタイムリミットを迎えます。要支援者のホームヘルプサービスとデイサービスが、市町村事業へと移行します。

すでに実施している全国の自治体から、「国モデルを実施しようとしても、多様なサービスの人材養成が間に合わない」、事業所からは「事業所の報酬が下がり事業継続が困難」など多くの問題点が指摘されています。

その中で、多様なサービスをあえて急いでつくらず、現行のサービスをみなし指定として行うようにしている自治体も多くあると聞いています。その代表的なところが倉敷市で、単価も内容もこれまで通りとし、基本チェックリストは認定を希望しない場合のみ実施というものです。利用者からも事業者からも苦情は出ていないということです。

小さい市町村では、担当者も少なく、総合事業移行にむけ四苦八苦しています。地域間格差が大きく混乱が予想されるとの指摘もあります。総合事業そのものの実施は避けられないとしても、岡山県として、市町村への指導・支援にあたっては、地域の介護の実情から出発し、まずは、現行のサービスの維持・確保することを最優先にし「助け合い」「支え合い」「介護予防」の地域作りはじっくりと時間をかけて検討できるようにしていただきたいと考えます。保健福祉部長のお考えをお示してください。

(保健福祉部長答弁)

お答えいたします。

介護予防・日常生活支援総合事業についてのご質問ですが、この事業は、生活支援サービスの充実と重度化の予防等による費用の効率化を両立させるため、予防給付のうち訪問介護、通所介護について、専門的なサービスに加え、地域の実情に応じた多様なサービスを多様な主体により提供するものであります。

このため、事業開始にあたっては、既存事業者の活用だけでなく、NPO・ボランティアのほか、高齢者自らが担い手となって多様なサービスを提供する体制づくりが、混乱やサービス低下を招かずに進められるよう、市町村を支援してまいりたいと存じます。

以上でございます。

(須増議員)

ありがとうございます。NPOとかボランティアなどの育成や本来思うようにはいっていないというのがほんとに深刻な事態で、それはあまりにも強調するがあまり、混乱するという事態がありますので、強引に進めるのではなく、とりあえず移行して、ゆっくりと組織を作るという指示をしていただきたいと要望いたします。